

事務連絡
令和2年4月13日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
社会福祉法人 日本保育協会
公益社団法人 全国私立保育園連盟

御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた在宅勤務等の推進について

令和2年4月7日付けで変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すこととされており、中小・小規模事業者を含む全ての事業者に対して、

- ① オフィスでの仕事は、原則として自宅で行えるようにする。
- ② どうしても出勤が必要な場合も、ローテーションを組むことなどによって、出勤者の数を最低7～8割は減らす。
- ③ 出勤する者については、時差通勤を行い、社会でも人の距離を十分にとる。
- ④ 取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求める

といった取組を、基本的対処方針や参考資料に挙げた厚生労働省 HP 等を参考にしつつ、実施するよう要請することとされています。

基本的対処方針の別添に挙げている、指定公共機関や指定地方公共機関等の、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」については、上記に関わらず、「三つの密」を避けるための取組みなど十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者7割削減に取り組んでいただくよう、周知することとされています。

一方、保育の事業については、上記の「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に該当し、保育所における業務は自宅で行えるものではなく、乳幼児の登園者数にかかわらず一定数の出勤者が必要となる業務であるため、保育所だけで出勤者の削減に取り組むことは困難であると考えられます。このため、乳幼児の直接処遇にかかわらない、法人の事務等についてはテレワーク等を行っていただくことなどにより、接触機会の低減へのご協力をお願いいたします。

【参考】

- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）

<https://corona.go.jp/>

- ◎ 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html